

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川県三豊市三野町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）津之前地区）を行うことについて令和3年1月12日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において令和3年2月2日から同月22日まで縦覧に供する。

令和3年1月22日

香川県知事 浜 田 恵 造